

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成18年9月29日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：17件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	不活性ガス系液体窒素蒸発器加熱蒸気配管からの試料採取時、ドレン弁(V-1601-36)本体に腐食が認められたため、当該弁を交換	D	
2	2号機	タービン駆動原子炉給水ポンプ(A・B)の点検時、ポンプ上部ケーシング熱電対用機内配線及び温度検出器に劣化が認められたため、当該配線及び温度検出器を交換	D	
3	2号機	主タービン主要弁の点検時、複合中間弁用スイッチボックスにおいて、蓋(計6枚)固定用ビス穴に割れが認められたため、当該蓋を交換	D	
4	2号機	非常用ディーゼル発電機(B)充電器盤において、「MCCB断/トリップ」及び「蓄電池放電中」の警報が復帰しないため、盤内確認をした結果、遮断器の投入動作不良が認められたため、当該遮断器を修理	D	
5	2号機	炉心スプレイポンプ(B)軸シール水クーラの点検時、水室締付用ボルトのネジ部に腐食(12本中2本)が認められたため、当該ボルトを交換	D	
6	2号機	循環水ポンプ(B・C)点検時、ケーシング全体に腐食が認められたため、当該部を修理	D	
7	3号機	搬出物品測定時、搬出基準の汚染密度を超える物品(ゴムマット)が確認されたため、当該物品を回収及び対応検討	D	
8	4号機	タービン建屋2階換気空調用ヒータにおいて、所内蒸気を通気した際、加熱コイル部より凝縮水のリーク(連続滴下)が認められたため、当該部を点検・修理	D	
9	4号機	タービン建屋油貯蔵タンク室空調用ヒータにおいて、加熱コイル部に腐食による損傷が認められたため、当該コイルを修理	D	
10	5号機	計器設定に関する確認において、計装用空気バックアップ圧力指示調節器の計器仕様表の製造番号に誤記が認められたため、対応検討	C	
11	5号機	計器設定に関する確認において、原子炉隔離時冷却系タービン排気圧力変換器等(2台)のヘッド(水頭)値の補正誤りが認められたため、対応検討	D	
12	5号機	計器設定に関する確認において、高圧注水系タービン軸受油温度検出器等(3台)の計器仕様表の計器名称に誤記が認められたため、対応検討	C	
13	5号機	放水口サンプリング建屋において、入口扉下部に腐食が認められたため、当該部を点検・修理	D	
14	5号機	原子炉建屋地下(北側)において、残留熱除去海水系配管の漏えい確認用ドレン受けに水溜り及びその直下の床面に塩分の析出跡が認められたため、対応検討	D	
15	5号機	給水系(A系)溶接事業者検査における耐圧試験再実施準備中、検査計画書及び施工要領書において、当該部の配管クラスに誤りが認められたため、対応検討	B	9月28日No.15 関連不適合

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
16	集中環境施設	高放射性廃棄物貯蔵建屋（サイトバンカ）天井クレーンの点検時、走行ブレーキ装置の油圧配管部に油のにじみが認められたため、当該ブレーキ装置を分解点検	D	
17	その他	屋外放射線監視盤設置の10m超音波風向風速記録計において、風速データ伝送用の変換器故障による風速記録不良（0m/s一定）が認められたため、当該計器を交換	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・安全上重要な機器等の軽度な故障（技術基準に適合する場合） ・管理区域内の放射性物質の軽度な漏えい ・原子炉等への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・主要パラメータの緩やかな変化 ・人の負傷または病気の発生 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・日常小修理 など

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

*「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- As : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 保安規定に関わる不適合事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで